

1

2 既収載品目（医薬品各条）の味の表記の改正について（意見募集）

3 以下の既収載医薬品各条中、性状又は生薬の性状の項における味に関する記載について、「本品は…(略)…舌を麻
4 痺する」を「本品は…(略)…舌を麻痺させる」(サイシンについては「舌をやや麻痺する」を「舌をやや麻痺させる」)に改めま
5 す。

6

7 対象品目

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 8 (化学薬品等各条) | 15 |
| 9 アプリンジン塩酸塩 | 16 (生薬等各条) |
| 10 アミノ安息香酸エチル | 17 サイシン |
| 11 オキシブロカイン塩酸塩 | 18 サンショウ |
| 12 ジフェンヒドラミン | 19 サンショウ末 |
| 13 ジフェンヒドラミン塩酸塩 | 20 チョウジ |
| 14 テトラカイン塩酸塩 | 21 チョウジ末 |
| | 22 ロートエキス・アネスタミン散 |

23

24 また、既収載医薬品各条(生薬等)の生薬の性状の項における味に関する記載について、次のように改めます。

25

対象品目	改正案
シャゼンソウ	本品は僅かににおいがあり、味はほとんどない。
ジュウヤク	本品は僅かににおいがあり、僅かに味がある。
ブクリョウ	本品はほとんどにおいがなく、味はほとんどないがやや粘液様である。
ブクリョウ末	本品は白色～灰白色を呈し、ほとんどにおいはなく、味はほとんどないがやや粘液様である。

26

27